

宮城県南部で山林を所有する申立人について、平成23年9月ころ山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の全額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号(以下、「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙記載の立木売買契約解除に伴う逸失利益(財産的価値減少分を含む)

金額 金638,540円

期間 平成23年12月9日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)についての和解金として638,540円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月25日

(別紙省略)

(仲介委員 水野賢一)